【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求 年月日	審査請求 の趣旨		参 考		
					裁決の概要	審査請求の概要	> • · ·	②異議申立年月日 ③異議申立に対す
1	大牟田市長	福岡県大牟田市 の女性	元91 9 93	慢性気管支炎		審査請求人は、被認定者の子。 被認定者(昭和2年出生)は昭 和63年に慢性気管支炎で認定さ れ、平成20年に80歳で死亡。	平20. 7. 25	①平20. 9. 29 ②平20. 12. 4 ③平21. 1. 26

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求 年月日	指定疾病の区分 及び 審査請求の趣旨	裁決の概要	参	考	考	
					奴(八▽ハ)男女	審査請求の概要	処分庁への 申請年月日	原処分年月日	
	独立行政法人環境再生保全機構	仙台市の女性	平23. 10. 21		乗却 病理組織学的診断に関しては、前胸壁から採取した病理組織標本は、認定申請者の受診医療機関側の事情により当審査会に提出されなかった。そのため、当審査会は、致し方なく、この病理組織標本について、当該医療機関の病理診断報告書、処分庁の弁明書等の各所見を検討したが、D2-40は陰性、CD-10、Ber-EP4は陽性で一致し、calretinin、WT-1は陽性と確定できず、積極的に中皮腫を示唆しなかった。さらに、当審査会は、当該医療機関に胸水のセルブロック標本の提出を求めて検鏡した結果、中皮腫の陽性マーカーであるWT-1及びD2-40が陰性、calretininも陽性とは判定できず、陰性マーカーのBer-EP4が陽性で、中皮腫は否定的であった。一方、放射線画像上、中皮腫とは認められず、肺がんと診断された。以上から、中皮腫ではないと判断した。また、肺線維化及び胸膜プラークはなく、石綿を吸入することによりかかった原発性肺がんであると認められなかった。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、申請中死亡者の 妻。申請中死亡者は昭和19年に 出生し、平成23年に死亡。	平23. 2. 4	平23. 8. 25	
	独立行政法人 環境再生保全機 構	川崎市の女性	平23. 11. 24	中皮腫認定	カーリ2-40は刊走不能でめったことなどを理由に、中反腫と刊走することはできないとした。これに対し、当審査会においては、当該医療機関から新たに	審査請求人は、申請中死亡者の 子。申請中死亡者は昭和15年に 出生し、平成23年に死亡。生 前、建築業で石綿建材を使用。	平22. 11. 16	平23. 9. 29	
ţ	独立行政法人 環境再生保全機 構	広島市の女性	平24. 1. 25	中皮腫 特別遺族弔慰金及び 特別葬祭料		審査請求人は、未申請死亡者 (大正8年出生)の妻。	平23. 5. 16	平23. 11. 25	

		処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分 及び 審査請求の趣旨	西州の代件	参	考	
						裁決の概要	審査請求の概要	処分庁への 申請年月日	原処分年月日
2		立行政法人 境再生保全機 :	横浜市の女性	平24. 3. 6	中皮腫認定		審査請求人は、申請中死亡者の 妻。申請中死亡者は昭和16年に 出生し、平成23年に死亡。	平23. 6. 9	平24. 1. 10
ţ			北海道紋別郡の 女性	平24. 3. 16	著しい呼吸機能障害 を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び 特別葬祭料	棄却 著しい呼吸機能障害については、呼吸機能検査結果に示されたスパイログラムの波形から検査が適切に行われていないと認められ、判定できない。動脈血液ガス分析結果の数値からも著しい呼吸機能障害は認められない。石綿肺については、未申請死亡者は、約36年にわたり石綿を取り扱う作業に従事した職歴があり、これに相応した一定程度の石綿ばく露の可能性があるが、放射線画像所見から石綿肺である可能性は低い。 処分庁の弁明書は、著しい呼吸機能障害が認められないとする検討過程を明らかにしておらず、判定理由の説明が不十分、不適切である。また、弁明書は、未申請死亡者の石綿ばく露に関わる職歴の一部を考慮しないか見落としており、杜撰である。 以上から、原処分は結論において相当であると判断する。	審査請求人は、未申請死亡者 (昭和8年出生)の妻。 未申請死亡者は10年以上建築業 に従事。	平23. 7. 21	平24. 1. 26
•		立行政法人 境再生保全機 :	北海道伊達市の 女性	平24. 8. 28	著しい呼吸機能障害 を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び 特別葬祭料	却下 行政不服審査法第14条第1項本文は、審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならないと定めている。審査請求人が原処分を知った日は郵便物等配達証明書から平成24年6月26日、また、本件審査請求がされた日は同年8月28日だと認められるから、本件審査請求は請求期間の3日経過後にされたことになる。そこで、同条項ただし書きの「天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由」があったがどうかが問題となるが、この点について審査請求代理人が主張する事情は、やむをえない理由には当たらない。よって、本件審査請求は不適法であるから却下する。	審査請求人は、未申請死亡者 (昭和8年出生)の妻。 審査請求の期限を超過。	平21.9.29	平24. 6. 22
7			大阪府八尾市の 男性	平24.11.9	著しい呼吸機能障害 を伴うびまん性胸膜 肥厚 認定		審査請求人は、昭和3年出生。 審査請求の期限を超過。	平23. 11. 8	平24. 5. 10